期間特例

産廃収集運搬の許可に一は、300平方が以上の

して対応するとした。 情報検索システムを強化

事業場外の保管届出

が〇円以上③国税、都道 の合計額を加えて得た額 3年の経常損益の合計額 に過去3年の減価償却費 本比率が10%以上②過去 ①過去3年の平均自己資 に新たに加えられたのが トの利用が可能であるこ たほか、電子マニフェス 情報公開の内容を見直し スに基準が検討された。 価制度の評価項目をベー 財務体質の健全性」だ。 いが条件となった。さら と減価償却費の合計で0 した」と回答した。 円以上ということで配慮

8日に開かれ、廃棄物処理法改正に伴う政省令事項の素案が示された。新中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会が け出が義務付けられるが、その対象は建設工事に伴い発生する産廃で、3 で良いとする合理化を実施する方向。廃棄物を事業場外で保管する場合属 る通り、1の政令市の区域を越えて収集運搬を行う場合は都道府県の許可 務体質の健全性などが条件に盛り込まれた。また、中環審の意見具申にあ たに設けられる優良産業廃棄物処理業者の許可更新期間特例措置では、財

物を対象とする。「自治一を条例で定めているとこ一実施する計画だ。

一合会法制度对策委員会委 一の納付額に未納がないー |保険料、労災・雇用保険|ついては、1の政令市を | 員長) は、「自己資本比 一料および維持管理積立金 のために必要な設備投資 定められないのでは。こ 率などの基準は一律には ことが条件となる。 ってはならない」と発 を控えるということにな 委員(全国産業廃棄物連 ―の基準に適合している 言。環境省は「経常損益 これに対して谷口二朝 | 越える場合は都道府県が |れに対しては佐々木五郎 | 専務理事)が、「許可主体 ブ上で運営する産廃業者 同省は、情報提供はウェ 供も不可欠」と要望した。 許可情報の政令市への提 役割を具体的に明らかに ら、分けることになる。 と取り締まり役主体は同 委員(全国都市清掃会議 | 許可することとする。 こ してほしい。都道府県の 一であるべきとしなが

いては、現行の優良性評 7年とする特例措置につ 新期間を従来の5年から

優良産廃業者の許可更

保管場所で行う建設廃棄 | 体では100平方が以上 | もパブリックコメントを が申請する形で行う。 は、5年に一度、設置者 設の定期検査について だ。新たに設けられる施 平方が以上とする」方向 ったが、「まずは300 広げては」との意見もあ ろもある。もっと対象を に案をまとめ、今月中に 今後、今回の議論を基

平成22年8月11日 環境新聞